

パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

令和7年4月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ先
暮らし	市営住宅の同居要件	市営住宅の入居には「夫婦または親子を主体とした家族であること」という要件がありますが、パートナー同士でも同居要件を満たすようになります。	要	建築課 TEL: 0848-67-6120 FAX: 0848-64-6057 E-mail: kenchiku@city.mihara.hiroshima.jp
	被災(り災)証明書等の申請・交付(火災に起因するものを除く)	災害により被害をうけた程度を証明するものです。り災者本人の代わりにパートナーが申請できます。	要	危機管理課 TEL: 0848-67-6066 FAX: 0848-67-6164 E-mail: shiminseikatsu@city.mihara.hiroshima.jp
	記念樹の贈呈	パートナーシップ宣誓をされた方に記念樹を贈呈します。パートナーシップ受領証発行時に申込はがきを発行します。	要	都市開発課 TEL: 0848-67-6116 FAX: 0848-64-6047 E-mail: toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp
	ファーストマイホーム応援事業補助金	市内において新たに住宅を取得する若年層世帯に補助金を交付します。対象は「40歳未満の夫婦世帯または15歳未満の子がいる世帯」という要件ですが、パートナー同士でも申請可能です。	要	地域企画課 TEL: 0848-67-6011 FAX: 0848-64-7101 E-mail: chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp
	結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯に住居費(住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用)、引越費用の補助金を交付します。	要	地域企画課 TEL: 0848-67-6011 FAX: 0848-64-7101 E-mail: chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp
	犯罪被害者等見舞金	犯罪行為によりパートナーが死亡した場合、遺族見舞金の支給申請ができます。	要	人権推進課 TEL: 0848-67-6044 FAX: 0848-64-4103 E-mail: jinken@city.mihara.hiroshima.jp
障害者福祉	身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免申請	身体障害者等、またはそのパートナーが所有する軽自動車等の自動車税を、要件に該当する場合、申請により減免します。パートナーは身体障害者等の方の生計同一者に限ります。減免は、身体障害者等一人につき車両1台までです。	要	市民税課 TEL: 0848-67-6030 FAX: 0848-67-6132 E-mail: shiminzeika@city.mihara.hiroshima.jp

※制度ごとに所定の要件があります。

このほか、パートナーシップ宣誓を行った三原市の職員については、パートナーとの関係において、慶弔や介護に関する休暇が取得できるほか、職員互助会による祝金の給付(職員互助会の積み立てから支給)を受けることができます。